

**令和元年度 埼玉県男女共同参画推進センター  
女性団体活動拠点提供事業 募集要項**

埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）内の事務室の一部を女性団体の活動拠点（事務所）として提供することに関し、次のとおり利用団体を募集します。

**1 事業の目的**

センター内の事務室の一部を女性団体の活動拠点として提供することにより、その活動を支援し、これからの県の男女共同参画推進の中核的役割を担う女性団体を育成することを目的とします。

**2 所在地**

〒330-0081

さいたま市中央区新都心2-2（ホテルブリランテ武蔵野3階）

**3 利用用途**

女性団体が活動の拠点（事務所）として利用するものとします。

**4 募集団体数**

1団体

**5 利用期間**

許可した日から令和2年3月31日までの1年間

ただし、令和3年3月31日までの1年間更新ができる。

**6 利用時間及び休館日**

（1）利用時間

・月曜日～土曜日 9時から20時まで

・日曜日・祝日 9時から17時まで

（2）休館日

・毎月第3木曜日

・12月29日～1月3日

・その他所長が必要と認める日

**7 利用スペース**

センター3階南側一室（50㎡）を入居した利用団体で共有して利用することとします。

（1）利用団体の専用事務スペース（3か所）

(2) 共有打合せスペース (1か所)

## 8 貸与物品

(1) 事務用デスク及び椅子 (団体ごとに各3席)

(2) 書類用ロッカー

(3) 打合せ用机 (1か所) 及び椅子 (6席)

なお、センター内ワーキングルームの簡易印刷機等を利用できます (一部有料)。

### 【参考】

機器名	単価	備考
簡易印刷機	製版：50円/回 印刷：10円/5枚	用紙は利用者が用意
製本機	100円/60分	糊のみ。テープ製本不可
紙折り機	無料	
裁断機	無料	
穿孔機	無料	

## 9 費用

(1) 行政財産使用料

月額 26,205円 (許可した日～令和元年9月30日)

26,690円 (令和元年10月1日～令和2年3月31日)

令和2年度以降は変更する場合がある。

2か月ごとの前納とする。

## 10 利用団体の資格

埼玉県内を活動拠点としている団体であって、次の要件をいずれも満たすこととします。

(1) 広く男女共同参画推進に寄与する活動を行っていること。

(2) 代表が女性で、かつ構成員の少なくとも半数程度が女性であること。

(3) 法人格を有している団体であること。

(4) センターが実施する事業に協力する意思があり、事業に関し組織的に対応できる体制を有すること。

(5) 他の利用団体と協調して本スペースの使用ができること。

(6) 埼玉県個人情報保護条例に基づき個人情報を適切に取り扱うことができること。

(7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者

イ 民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者

ウ 申請日前2年間において振り出した小切手又は手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている者

エ NPO法人においては、過去に所轄庁から「改善措置」を求められたことがある者  
オ 一般社団法人、一般財団法人等においては、過去に行政庁から「勧告」「命令」を受けたことがある者

カ 課税対象の団体にあつては、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していない者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(9) 宗教活動、政治活動を行っていないこと。

(10) 青少年の健全育成に反する事業（例：アダルトサイトの運営や同サイトとのリンク等）や悪質商法を疑われる事業を行っていないこと。

(11) その他法律、条例等に違反する行為を行っていないこと。

(12) 初めて応募する団体は現地説明会に出席すること。

※ なお、応募時点において特定非営利活動法人の設立認証申請書が受理されている団体（以下「受理団体」という。）は、応募資格を認めることとします。

## 11 利用申請書等の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留による）

(2) 提出先

埼玉県男女共同参画推進センター

住 所 〒330-0081

さいたま市中央区新都心2-2

電 話 048-601-3111

(3) 提出書類

ア 女性団体活動拠点提供事業に係る利用申請書（様式1）

イ 団体の概要（様式2）

ウ 募集要項の「10 利用団体の資格」に掲げる要件のいずれも満たしている旨の誓約書（様式3）

エ 埼玉県内で活動していることが確認できる書類

（ア） 登記事項証明書（提出日前3ヵ月以内に取得したもの）

（イ） 定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの

オ 直近の決算書（貸借対照表、収支計算書、財産目録）（1期分）。

受理団体にあつては、申請時に提出した事業計画書及び活動予算書の写し。

カ 課税対象の団体にあつては、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

キ その他必要に応じて、独自に作成した提案書（A4版5ページ以内 様式自由）

(4) 提出部数

正本1部、副本5部を提出してください。ただし、上記のエ（ア）とカは正本のみに

添付することとします。

#### (5) 提出期限

随時。

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時30分から午後5時30分まで。

ただし、今回初めて応募する団体は、申請前に現地説明会への出席が応募の必須要件となりますので、12 現地説明会に記載のとおりお申込みください。

#### (6) その他

ア 申請書類の提出は、1 団体につき1 件に限ります。

イ 申請書類の提出後は、その内容を変更できません。また、提出された申請書類は返却しません。

ウ 提出された書類は、応募団体に無断で他の目的で使用しません。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではありません。

エ 申請書類の作成に係る経費は、応募団体の負担となります。

### 12 現地説明会

今回初めて応募する団体は必ず出席してください。

日時 お申し込み後、別に定め通知する日

※ 出席する場合は、上記11（2）まで電話

又はメール（m013111f@pref.saitama.lg.jp）でお申し込みください。

※ 通知する日で都合の悪い場合は別途御相談ください。

### 13 質問事項の受付

申請書類作成に関する質疑については、以下の手順により受け付けます。

#### (1) 受付期限

随時。

#### (2) 質問様式

様式4に記載し、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により提出することとします。なお、利用申請書の評価に係る質問には回答できません。

FAXの送信先：048-600-3802

電子メールの送信先：m013111f@pref.saitama.lg.jp

#### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した団体名を伏せた上で、ホームページに掲載します。

回答期日 別途定め通知する日。

### 14 利用団体の選定

利用団体の選定に当たっては、埼玉県男女共同参画推進センター女性団体活動拠点提供事業に係る審査会（以下「審査会」という。）において、応募団体からのプレゼンテーションと申請書類を総合的に審査し、所定の手続きを経て選定します。

ただし、選定後、「10 利用団体の資格」に適さなくなった時及び当該団体又はその構成員が著しく社会的信用を損なう等により、センター内で事業を実施するにふさわしくないと認められたときは、選定を取り消す場合があります。

利用開始後に不適切な行為があった場合も同様とします。

## 15 審査会の開催

### (1) 日程

別途定め通知する日。

詳細については、応募団体に文書で連絡します。

応募団体多数の場合は、一次審査として書類選考を行う場合があります。

### (2) 内容

団体紹介、応募動機、活動実績、男女共同参画推進センターとの事業連携についての考え方や連携事業の提案を中心に、提出資料に基づき簡潔に説明してください。

パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。

### (3) プレゼンテーション時間

1 団体当たり 15 分以内で説明し、その後、審査員との質疑応答を 10 分程度行います。変更がある場合は、応募団体に文書で連絡します。

### (4) 出席者

1 団体につき 2 名以内。団体の代表者は必ず出席してください。

### (5) 選定結果

文書で通知します。

様式 1

埼玉県男女共同参画推進センター  
女性団体活動拠点提供事業に係る利用申請書

埼玉県男女共同参画推進センター女性団体活動拠点提供事業募集要項に基づき、利用申請します。

令和 年 月 日

申請団体 所在地

法人名

代表者 職・氏名

印

(担当者) 職・氏名

電話

FAX

電子メール

様式 2

団体の概要

法人名		
代表者職・氏名		
所在地	代表者住所と同所・単独事務所・その他（ ）	
設立年月日	年 月 日 （申請日現在 年 か月） ※受理団体にあつては受理日を記入	
主な役員 職・氏名 (欄が足りない場 合は追加のこと)		
		(男女比) 男性 : 女性
職員数		
応募の理由		
活動理念／経営 理念		

事業実績（実施時期／実施内容／対象／成果など）

※県・市町村・その他団体と共催した場合はその旨明記すること。

※おおむね過去3年以内に、実施した事業実績とする。

今後の事業計画（実施時期／実施内容／対象／目標など）

※県男女共同参画推進センターとの連携及び他の女性団体との連携方策についても必ず提示すること。



様式3

募集要項の「10 利用団体の資格」に掲げる要件の  
いずれも満たしている旨の誓約書

令和 年 月 日

埼玉県男女共同参画推進センター所長あて

所在地

企画提案者 団体名

代表者氏名

印

埼玉県男女共同参画推進センター女性団体活動拠点提供事業募集に申請するにあたり、募集要項の「10 利用団体の資格」に掲げる要件のいずれも満たしていることを誓約します。

(参 考)

10 利用団体の資格

埼玉県内を活動拠点としている団体であって、次の要件をいずれも満たすこととします。

- (1) 広く男女共同参画推進に寄与する活動を行っていること。
- (2) 代表が女性で、かつ構成員の少なくとも半数程度が女性であること。
- (3) 法人格を有している団体であること。
- (4) センターが実施する事業に協力する意思があり、事業に関し組織的に対応できる体制を有すること。
- (5) 他の入居団体と協調して本スペースの使用ができること。
- (6) 埼玉県個人情報保護条例に基づき個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
  - ウ 申請日前2年間に於いて振り出した小切手又は手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている者
  - エ NPO法人においては、過去に所轄庁から「改善措置」を求められたことがある者
  - オ 一般社団法人、一般財団法人等においては、過去に行政庁から「勧告」「命令」を受けたことがある者
  - カ 課税対象の団体にあつては、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 宗教活動、政治活動を行っていないこと。
- (10) 青少年の健全育成に反する事業（例：アダルトサイトの運営や同サイトとのリンク等）や悪質商法を疑われる事業を行っていないこと。
- (11) その他法律、条例等に違反する行為を行っていないこと。
- (12) 初めて応募する団体は現地説明会に出席すること。

※ なお、応募時点において特定非営利活動法人の設立認証申請書が受理されている団体（以下「受理団体」という。）は、応募資格を認めることとします。

様式 4

埼玉県男女共同参画推進センター  
女性団体活動拠点提供事業に関する質問書

埼玉県男女共同参画推進センターあて

(メール m013111f@pref.saitama.lg.jp 又は FAX 048-600-3802)

法人名

担当者名

連絡先 電話

FAX

電子メール

質問項目	質問内容

(注意事項) 電話により着信確認をしてください。(電話：048-601-3111)